

昭和女子大学大学院長期履修学生に関する取扱規程

(趣旨)

第1条 昭和女子大学大学院学則第39条の規程に基づき、長期にわたり計画的に教育課程を履修する者（以下「長期履修学生」という。）に関する取扱いについては、この規則の定めるところによる。

(資格)

第2条 長期履修学生として申請できる者は、職業、介護、出産・育児等の事情がある者とする。1学期間にわたり履修ができない者、また論文進捗等の学業上の事情がある者を救済する制度ではない。申請に関しては事前に指導教員の指導を受けることとする。

(所属)

第3条 長期履修学生の所属する学年は、当該学生の単位の修得状況及び研究計画に基づき、所属研究科が決める。

(授業料等)

第4条 長期履修学生の1学期分の授業料等の額は、標準修業年限（修士課程及び博士前期課程にあつては2年、博士後期課程にあつては3年）の場合の授業料等の1学期分の半額とする。ただし、すでに納入した授業料等の額が、長期履修学生の標準修業年限（修士課程及び博士前期課程にあつては4年、博士後期課程にあつては6年）の間に納入する授業料等の額に達した次学期以降については、次の表に定める在籍料および聴講料を納入する。

	修士／博士前期／博士後期	備考
在籍料	85,000円	学期ごと納入
聴講料	30,000円	1科目当りの単価。履修科目数に乗じて納入

2 長期履修学生がその修業年限を短縮して修了しようとするときは、標準修業年限（修士課程及び博士前期課程にあつては2年、博士後期課程にあつては3年）の間に納入する授業料等の額からすでに納入した授業料等の額を差し引いた額を納入するものとする。

3 在学中に授業料等が改定されたときは、改定時から新納入額を適用する。

(申請手続等)

第5条 長期履修学生として履修を希望する者は、次に掲げる書類を学長に提出しなければならない。

- (1) 長期履修学生申請書
- (2) 長期履修を希望する理由書
- (3) その他本学が必要と認める書類

2 申請書等の提出期限は、次のとおりとする。

前期に長期履修学生を希望する場合は6月末日、後期に希望する場合は前年度の12月15日。ただし、修了年次での申請書等の提出期限は、4月入学者は、修了年度の6月末日、10月入学者は、修了前年度の12月15日とする。

(修業年限の変更等)

第6条 長期履修学生が修業年限を変更して修了しようとするときは、次に掲げる書類を、6月末日又は12月15日までに、学長に提出しなければならない。

- (1) 修業年限変更申請書
 - (2) その他本学が必要と認める書類
- 2 期間の変更は学期単位とする。
- 3 期間を延長する場合はその修業年限が1学期以上残っている場合に限る。

(身分)

第7条 長期履修学生の身分に関する事項は、研究科教授会及び大学院委員会の議を経て学長が決める。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、学長の承認を得るものとする。

(その他)

第9条 この規則に定めるほか、長期履修学生に関して必要な事項は、別に定める。

附 則 この規程は、平成21年9月17日に改定し、平成21年10月1日から施行する。

附 則 この規程は、令和2年3月31日に改定し、令和2年4月1日から施行する。